



令和7年度

いじめ防止等のための基本的な方針



加須市立昭和中学校

はじめに

本校では、昭和中生徒指導五則「さ・し・す・せ・そ（さ・最悪な状態を想定して対応 し・慎重に対応 す・スピードをもって対応 せ・誠実に対応 そ・組織で対応）」を定め、“2時間ルール”で早期発見・早期対応による「いじめ根絶」に取り組んでいる。年間3回実施している「いじめ実態調査（学校生活アンケート）」により、生徒の動向を把握することで着実に対応が図られ、生徒の豊かな心の育成をしている。また、組織的・継続的な指導の下、教師と生徒との信頼関係を築くことで、積極的な生徒指導体制が整備されつつある。

さらに、「昭和中学校いじめ防止等の基本的な方針」（以下、「昭和中基本方針」）に基づき、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめ防止等のための対策に関する基本手な事項を定めるものである。

1 いじめ問題に関する基本的な事項

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ スマートフォンやSNS、インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（２）いじめに対する基本意識

生徒のいじめを防止するためには、大人一人一人が以下のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ① いじめは絶対に許されない。
- ② いじめは卑怯な行為である。
- ③ いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる。
- ④ いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくいけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（３）いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。また、いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、以下の点を重視して行う。

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。

- ② いじめを放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影を及ぼす行為であることを、全ての生徒が理解できるようにすること。
- ③ 生徒が、いじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること。
- ④ 生徒の生命及び心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」「いじめをすることは決して許さない」という基本認識の徹底を図る。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至る些細な兆候を見逃さず、早い段階から生徒に関われる体制を整えておくことが重要である。いじめが確認されたときには、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめ問題の克服のために「未然防止」「早期発見」「早期解消」の3つ視点でいじめ防止等のための対策を講じる。

2 いじめ防止に向けた取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条「学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。」に基づき、本校では「生徒指導・いじめ防止委員会」を設置し、これを中心に、「運営委員会」「学年主任会」「教育相談」をはじめとする各種の校内委員会と連携して、学校を挙げていじめ防止に取り組む。

いじめの問題を未然に防止するためには、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」という認識をもたせ、学校・学年・学級のそれぞれの単位で、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。そこで、以下の計画で具体的な取組を行っていくこととする。

いじめ防止に向けた取組 年間計画

1 取組の重点

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめの早期解消
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(5) いじめ撲滅期間の取組

- (6) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- (7) いじめ対応学校評価の実施
- (8) 外部機関を加えたケース会議の開催

2 取組の年間計画

学期	実施月	具体的な取組	関連
第1学期	4月	○前年度のいじめ防止対策の取組の課題及び改善策を全教職員に周知し、危機管理意識を高める。 ○いじめ防止等の対策のための組織を確認し、教職員の推進体制を確立する。	・運営委員会 ・職員会議 ・生徒指導・いじめ防止委員会
	5月	○スクールカウンセラーとの情報交換 ○第1回いじめ実態調査 <u>(学校生活アンケート)</u> <u>○いじめ撲滅期間 (5月1日から5月10日)</u>	・生徒指導・いじめ防止委員会 ・学校運営協議会 ・保護司と学校の連絡協議会
	6月	○いじめ実態調査の結果からの具体的な改善実践についての協議 ○個々の生徒のケース対応(事例)に関する協議 ○教育相談月間	・生徒指導・いじめ防止委員会 ・非行防止教室
	7月 8月	○改善状況の確認と重要課題についての協議 ○夏季休業中の生徒指導、教育相談体制の確認 ○三者面談	・生徒指導・いじめ防止委員会 ・校内研修
第2学期	9月	○夏季休業中の生徒指導、教育相談に係る情報の整理 ○スクールカウンセラーとの情報交換	・生徒指導・いじめ防止委員会
	10月	○上半期の情報整理と下半期の対応確認 ○第2回いじめ実態調査 <u>(学校生活アンケート)</u> ○教育相談月間	・生徒指導・いじめ防止委員会 ・学校運営協議会
	11月	○学校行事の取組の反省と課題確認 ○いじめ実態調査の結果からの具体的な改善実践についての協議 ○個々の生徒のケース対応(事例)に関する協議 <u>○いじめ撲滅期間 (11月1日から11月10日)</u>	・生徒指導・いじめ防止委員会
	12月	○冬季休業中の生徒指導、教育相談体制の確認	・生徒指導・いじめ防止委員会
第3学期	1月	○スクールカウンセラーとの情報交換 ○改善状況の確認と重要課題についての協議 ○いじめ防止に向けた取組に係る学校評価	・生徒指導・いじめ防止委員会
	2月	○第3回いじめ実態調査 <u>(学校生活アンケート)</u> ○いじめ防止に向けた取組に係る学校評価の分析 ○今年度の取組の成果と課題の確認 ○いじめ実態調査結果からの具体的な改善実践についての協議 <u>○いじめ撲滅期間 (2月1日から2月10日)</u>	・生徒指導・いじめ防止委員会 ・学校運営協議会
	3月	○次年度に向けた取組事項の協議 ○新入生、進級生徒についての情報交換	・生徒指導・いじめ防止委員会 ・生徒指導委員会

(2) 教科・領域における規範意識の向上に向けた取組

- ① 生徒指導提要(文部科学省)、生徒指導リーフ(国立教育政策研究所)、彩の国生徒指導ハンドブック New I's(埼玉県教育委員会)いじめのない学校づくり等の資料を活用した校内研修の実施
- ② 「いじめ根絶宣言」を学級で作成掲示することで、「いじめを許さない学級づくり」を推進
- ③ 生徒会活動を通じた生徒の自主的なあいさつ運動の推進によるあいさつの習慣化

(3) 豊かな心を育てる「道徳教育、人権教育」の充実

- ① 奉仕の心や人に尽くす心を育むボランティア活動や体験活動の実践
- ② 読み物資料「彩の国の道徳」(埼玉県教育委員会)を道徳の年間指導計画に位置付けた、発達段階に合わせた効果的な授業の実践
- ③ 日々の生活の中で人権感覚を養うための各学級における人権宣言の作成・掲示と帰りの会等における人権に関わる記事を話題としたディスカッションの実施
- ④ 人権教育集中期間の設定による、人権標語、人権作文、人権宣言等の取組(道徳、学級活動)

(4) 生徒の居場所づくりの推進

～自己存在感・自己有用感を育む学級経営の推進～

- ① 学級での係・当番活動を充実させ、一人一人に自己存在感をもたせる
 - ② 学校行事を実施する際の、生徒の目標の設定とその達成度の評価・称賛
 - ③ 保育実習、小学校・体育指導等による、保・幼・小・中の連携と体験活動の充実
- 6月 地域と一体となった資源回収(全生徒)
- 11月 幼稚園における保育実習
- 12月 地域と一体となった資源回収(全生徒)
- 通年 小学校・地域と連携したあいさつ運動

(5) インターネット、携帯メール等の情報モラル教育の推進

- ① 警察、企業と連携したインターネット、携帯メール等の使用についての講演指導実施
- ② 各種講座の実施による生き方指導の充実
- ③ ノースマホ・ノーゲームデイの設定(毎週水曜日)
- ④ 生徒会活動による、「インターネット・スマホのルール」設定

3 いじめの早期発見のための取組

いじめの問題を早期に発見するためには、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめの問題の解決に向けた速やかな対応ができるようにすることが重要である。

そこで、以下の方策をもって、これに取り組む。

(1) 生徒の定期的実態調査の実施

- ① 第1回いじめ実態調査の実施 5月
- ② 第2回いじめ実態調査の実施 10月
- ③ 第3回いじめ実態調査の実施 2月

（２）教職員、保護者のいじめチェックシートの実施

- ① 教職員用「いじめチェックシート」の実施
教育相談・いじめ防止委員会、生徒指導推進委員会で分析、状況に応じて調査、指導、未然防止を迅速に推進する。
- ② 保護者用「いじめチェックシート」の実施
教育相談・いじめ防止委員会、生徒指導推進委員会で分析、状況に応じて調査、指導、未然防止を迅速に推進する。
- ③ いじめの兆候を見逃さない教職員資質向上を目指した校内研修の実施
教育相談・いじめ防止委員会で検討し、校内研修を実施する。

（３）いじめに係わる相談体制の充実

- ① 隔週金曜日（第４校時）に教育相談・いじめ防止委員会を実施
- ② 保健室、さわやか相談室の教育相談機能の充実
- ③ 保健室だより、教育相談だよりの継続的な発行
- ④ 教育相談月間（６月、１０月）の設置

（４）学校、家庭、地域の子育て協働化の推進

- ① 学校だより（学校通信）の積極的な発行
- ② 学校評議員会、保護司と学校の連絡協議会、民生委員との連絡協議会を通じた積極的な情報収集と解決に向けた協力要請

4 いじめの早期解消のための取組

（１）生徒の安全確保

- ① いじめの事実確認
迅速に正確な事実関係を把握するために、指導体制を整え、複数の教職員（男女）で対応する。
- ② いじめられた生徒に対応する場合
生徒の心情に配慮し、他の生徒の目に触れないような場所や時間を選ぶ。
- ③ いじめを認知した場合
登校時や休み時間を含め関係する生徒の動向を常に把握できる体制を構築する。

（２）いじめられた生徒とその保護者への支援

- ① 「必ず守る」ことを約束し、共感的に対応し、生徒の心の安定を図る。
- ② 自信をもたせる言葉がけをし、自尊感情を高める。
- ③ 状況に応じて、環境を変えるなどの物理的支援も考える。
- ④ いじめの状況を確認したその日に、「昭和中生徒指導五則」により２時間以内に家庭訪問を行い、保護者に伝える。
- ⑤ 保護者に寄り添い、子供の将来について誠実に対応する。
- ⑥ 解決に向けた具体策を提示し、継続的心を約束するとともに、状況の報告を定期的に行う。
- ⑦ 家庭訪問は、学級担任と学年主任、場合によっては管理職が同行し、対応する。
- ⑧ 保護者に家庭での子供の様子を、些細なことでも学校に相談するように伝える。

- ⑨ ケースに応じてスクールカウンセラー、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携により、生徒の心の安定に努める。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめた生徒の心的背景に目を向けて指導する。
- ② 粘り強く、毅然とした態度で指導する。いじめは人権侵害であることを明確に指導する。
- ③ 「いじめは絶対に許されない行為である」ことを毅然とした姿勢で示し、家庭での指導徹底を依頼する。
- ④ 生徒のよりよい変容のために、学校と家庭との連携を密にして指導を継続する。
- ⑤ 児童相談所、加須市教育委員会及び子ども局、加須警察署、民生委員等との連携により、いじめは人権侵害であり、場合によっては犯罪となる行為であることを指導する。

(4) いじめが起きた集団への指導

- ① あおったり、見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめを肯定していることと同様であることを理解させる。
- ② いじめを訴えることは、正しい行動であることを理解させる。
- ③ 当事者だけの問題にとどめず、学級や学年、学校全体の問題としてとらえさせることで、いじめの傍観者から脱却し、いじめを抑止する立場への転換を促す。

(5) いじめへの対処

- ① いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも3か月、行為が止んでいることをいじめの解消の目安とし、いじめが行われていないかを確認する。ただし、状況に応じて長期の期間を設定する。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと。被害者およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
- ③ いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、解消している状態に至った場合でも、再発の可能性を踏まえ、当該生徒について注意深く観察をするとともに、声かけ等により、見届けをしていく。

5 いじめ防止等の対策のための組織 <生徒指導・いじめ防止委員会>

(1) 生徒指導・いじめ防止委員会活動方針

- ① 基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ② いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有を図る。
- ④ いじめの情報があつた際には、速やかに会議を開き、情報の共有、関係生徒への事実関係の聞き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

(2) 生徒指導・いじめ防止委員会組織

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、
（必要に応じて）
スクールソーシャルワーカー、市のすくすく子育て相談室職員

6 重大事態への対応

「重大事態」とは、生徒が以下のような状態になった場合のことである。

(1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ① 自殺を企図する場合
- ② 身体に重大な障がいを負う場合
- ③ 金品等に重大な被害を負う場合
- ④ 精神疾患を発症する場合など

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ① 年間30日以上を目安とした欠席がある場合
- ② 一定期間継続して欠席がある場合

(3) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに加須市教育委員会へ報告し、「学校におけるいじめ防止等対策のための組織」では、重大事態で必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。

いずれの場合も、教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

(4) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大であると判断したときは、重大事態に係わる調査を行うため、速やかに調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

(5) 調査の実施

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け調査を実施する。

この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

- ① 重大事態に至る要因となったいじめが「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような対応であったか、いじめを生んだ背景、事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか」等の事実関係を明確にする。
- ② 因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。
- ③ 教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に

取り組む。

- ④ 調査に先立ち、調査対象となる生徒やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた生徒の保護者に提供する場合があることを説明しておく。

（６）調査結果の提供及び生徒への説明

重大事態に係わる調査を行なったときには、いじめられた生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

ただし、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。